

第1回 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会

議 事 要 旨（要約版）

1 開催日時

令和6年5月23日（木） 午後7時00分～午後8時50分

2 開催場所

市役所5階 503会議室

3 出欠席

出欠	氏名	所属
出席	鈴木 裕介	明星大学 人文学部福祉実践学科
出席	橋本 克彦	市民の代表
出席	山崎 直子	市民の代表
出席	◎ 松村 昌治	あきる野市医師会
出席	大塚 秀男	秋川歯科医師会
出席	○ 倉田 克治	あきる野市社会福祉協議会
出席	石村 八郎	あきる野市民生児童委員協議会
出席	吉村 幸子	あきる野市健康づくり市民推進委員会
欠席	伊藤 元聡	あきる野市民間保育園園長会
出席	森田 康雄	あきる野市障がい者団体連絡協議会
出席	今 裕司	あきる野市介護事業者連絡協議会
出席	田中 藤治	あきる野市高齢者クラブ連合会
出席	平井 裕	西多摩地区保護司会あきる野分区
出席	鈴木 信幸	青梅公共職業安定所
欠席	早田 紀子	東京都西多摩保健所

◎:委員長 ○:副委員長

事務局：山田健康福祉部長、長谷川こども家庭部長、宮崎福祉総務課長、
田中福祉総務係長、小林福祉総務担当主査、福祉総務係矢部
(株)コクドリサーチ：崎川、川見、宮川

※ 次期あきる野市地域保健福祉計画の策定に当たり、市では、コンサルティング業務を
(株)コクドリサーチに委託している。本委員会には、計画策定に至るまで毎回出席を予定している。市民アンケートの実施や分析、会議の資料作成、意見集約等、計画策定まで携わる。

4 内容

- (1) 開会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 挨拶
- (4) 委員自己紹介
- (5) 委員長選出
- (6) 報告事項

- ①あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について
- ②アンケート調査について

(7) 協議事項

- ①あきる野市地域保健福祉計画策定に当たって
 - ア あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）について
 - イ あきる野市地域保健福祉計画の体系（案）について
 - ウ 計画策定のスケジュールについて
- ②その他

(8) その他

(9) 閉会

【 資 料 】

- 資料1 令和6年度 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会 委員名簿
- 資料2 あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱
- 資料3-1 あきる野市 地域福祉に関するアンケート調査票
- 資料3-2 あきる野市地域保健福祉計画策定のためのアンケート調査スケジュール
- 資料4-1 あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）
社会福祉法 第107条 第1項 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
- 資料4-2 あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）
策定ガイドラインと各計画のクロス
- 資料4-3 あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）
第二次あきる野市総合計画 第4章 保健福祉分野とのクロス
- 資料5-1 あきる野市地域保健福祉計画の体系（案）
- 資料5-2 あきる野市地域保健福祉計画の体系（案）イメージ図
- 資料6 あきる野市地域保健福祉計画策定 作業スケジュール

5 議事録（発言の主な内容）

(1) 開会 福祉総務課長

(2) 委嘱書交付 健康福祉部長（市長代理）
挨拶 健康福祉部長

福祉総務課長 それでは、健康福祉部長より挨拶をさせていただきます。

健康福祉部長 改めまして、皆さまこんばんは。昨年度よりこの地域保健福祉計画の策定に向け、スケジュールや考え方について事務局から説明をして参りました。いよいよ策定の年となり、今年度は会議を5回開催する予定でございます。各お立場から積極的にご発言いただき、よい計画を策定したいと事務局も考えてございますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

(3) 挨拶 副委員長

福祉総務課長 改めまして、副委員長からご挨拶をお願いいたします。

副委員長 皆さまこんばんは。お忙しい中、あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会にご出席いただき、ありがとうございます。本来は下村前委員長がご挨拶するはずでしたが、ご辞退されたため、委員長選出前ということでご挨拶させていただきます。地域保健福祉計画は、市民がよりよい生活を送るためのものございま

すので、皆さまのお知恵をいただき、少しでもよい計画書となるようご助力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

(4) 委員自己紹介

(5) 委員長選出

福祉総務課長 続きまして、委員長の選出です。「あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱」の第7条第1項で「本委員会には委員長1人、副委員長1人を置くこと」とされていますが、この度、下村前委員長が委員交代となったことから委員長が不在となっております。また、同条第2項で「役員は委員の中から互選する」となっています。委員長の選出に当たり、何かご意見はございますでしょうか。

(事務局一任の発言)

ご意見がなければ、「事務局一任」のお声をいただきましたので、事務局案を提案させていただき、ご承認をいただくかたちでよろしいでしょうか。

(事務局案を提案。承認を受け、委員長を松村委員に決定)

福祉総務課長 ありがとうございます。それでは松村委員に、委員長をお願いいたします。松村委員長には、席の移動をお願いいたします。では、就任されました松村委員長よりご挨拶をいただきます。

委員長 初めての場で委員長にご指名いただき、緊張しております。あきる野市に来て10年以上、仕事を中心に過ごしてきましたが、困りごとを抱える地域の方のお話は伺っております。少しでも力になればと思っておりますので、皆さまのお力をお借りして、この会議をまとめられたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

福祉総務課長 ありがとうございます。それでは、委員会設置要綱の第9条第2項で「会議の議長は委員長をもって充てる」となっておりますので、ここからの議事進行は松村委員長をお願いいたします。

(6) 報告事項

①あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について

委員長 それでは、報告事項①あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会設置要綱について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2をご覧ください。次期地域保健福祉計画の策定に当たり、地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備・拡充等による地域福祉の推進を図るため「再犯防止推進計画」を包含することとしました。このことから、福祉関係者として委員会委員に保護司の代表を加えることとなりました。これに伴い、委員の人数の上限を変更する必要が生じたため、設置要綱第3条の「14人以内」を「15人以内」へ、令和6年4月1日施行で改正しておりますことをご報告いたします。説明は以上となります。

委員長 ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。ないようですので、次に進みます。

②アンケート調査について

委員長 次に②アンケート調査について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料3-1をご覧ください。アンケート調査票につきましては、昨年度の策定・推進委員会で皆さまにいただいたご意見を基に、作成させていただいております。資料3-2をご覧ください。18歳以上の市民2,000人を無作為抽出し、5月17日（金）に調査票を発送しました。締め切りは6月3日（月）までとして実施しております。

コクド アンケート調査方法の概要、設問内容及び調査スケジュールについて簡単に説明させていただきます。はじめに今回実施のアンケート調査方法の概要についてです。調査対象者ですが、令和6年5月1日現在、あきる野市にお住まいの18歳以上の方2,000人を無作為抽出しております。配布数は前回調査と同数ですが、成人年齢の引き下げに伴い、今回より18歳から19歳までの方も対象となっております。調査期間は5月20日（月）から6月3日（月）までの約2週間を設定しています。調査方法については従来の郵送配布に加え、ICT普及の時勢を踏まえてインターネットから回答ができるよう、回答方法を拡充している点が大きく違います。調査票の配布に当たり、紙の調査票だけでなく、Web回答フォームへのアクセスURLとスマートフォン読み取り用の二次元コードを記載した案内文も同封しております。

続きまして、アンケート調査の設問について、新規追加の設問のみ簡単に説明させていただきます。資料3-1、6ページをご覧ください。こちらの問13では、ボランティア活動への参加意欲について伺っています。この設問に「参加したい」と回答した方に、問13-2で「参加してみたいと思った理由について」、今回新しく設問を追加しております。続いて8・9ページをご覧ください。8ページ問18では「再犯防止に関する活動の認知度」、9ページ問19から問19-2までで「成年後見制度」に関する設問を追加しました。次期計画策定に当たり、再犯防止の推進や成年後見制度の利用促進についても記載を検討する必要があるため、それぞれ新規追加することとなりました。

最後にアンケートに関する今後のスケジュールについて説明させていただきます。先述の通り5月20日（月）から6月3日（月）まで、アンケート調査を実施します。来週27日（月）に到着することを想定し、全調査対象者に調査にご回答いただいたお礼と、未回答の方への督促を兼ねたハガキを送付いたします。調査期間終了後は、回収した調査票の集計を進めます。単純集計に加えて回答者の属性と各設問を掛け合わせた「クロス集計」も行い、集計結果については7月中旬にお示しすることを予定しております。集計結果ご報告の後は、アンケート調査結果報告書の作成に着手いたします。資料3-2にあります通り、8月下旬の策定・推進委員会にて報告書作成完了のご報告ができるよう進めさせていただきます。説明は以上となります。

事務局 おかげ様で本日も120通ほど返送されてきている状況です。ご協力いただき、ありがとうございます。説明は以上となります。

委員長 ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。

委員 アンケート調査票の送付先について、設問に居住する地区をたずねるものがありますが、これらの地区に分散して送付されているということでしょうか。

事務局 仰る通りです。

委員 令和2年度の調査報告書において、回答者で多いのが「二世帯家族」です。今回も「二世帯家族」の意見が多く含まれるということを念頭に置きながら、分析する必要があるのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。この他に何かございますでしょうか。

なければ、次の協議事項に入ります。

(7) 協議事項

①あきる野市地域保健福祉計画策定に当たって

ア あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）について

委員長 はじめに、協議事項「①地域保健福祉計画策定に当たって」、「ア あきる野市地域保健福祉計画の概要（案）」について、事務局より説明願います。

事務局 それでは説明します。あきる野市地域保健福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村福祉計画と位置づけており、現計画が令和 6 年度で終了となるため、今年度は次期計画の策定年度となっております。あきる野市地域保健福祉計画は福祉に関する分野別計画の上位計画であり、現行計画では関連計画の評価を、縦割りのものに横串を刺したかたちでさらに評価する内容となっていました。次期計画については、各分野別計画の隙間を埋めるような内容での策定を考えております。資料 4-1 をご覧ください。表題の法令で定められた計画に盛り込むべき事項が（１）から（５）までとなっており、それぞれの項目について確認していきたいと思います。

（１）地域における高齢者・障がい者・児童・その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項についてです。市町村地域福祉計画策定ガイドラインには、分野を横断する課題や制度の狭間の課題に対応できる体制整備、福祉以外の様々な分野との連携、多様な問題を抱える人の就労や活躍の場の確保が挙げられています。各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果・効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組をしていく必要があります。（１）のキーワードを、分野横断、制度の狭間、様々な分野との連携といたしました。

（２）地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項についてです。福祉サービス利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携により、福祉サービスを必要とする地域住民に必要なサービスにつなげ、成年後見制度・日常生活自立支援事業・苦情解決制度等で利用者の権利を擁護する仕組みの整備、避難行動要支援者の把握や日常的な見守りを行う、これらの推進方策が挙げられています。（２）のキーワードを、福祉サービスの適切な利用の促進といたしました。

（３）地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項についてです。複雑化・多様化した地域生活課題を解決するため、民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援、社会福祉法人による地域での公益的な取組の推進が方策として記されています。（３）のキーワードを、多様なサービスの振興・参入促進、公私協働といたしました。

（４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項についてです。ガイドラインには、地域住民・ボランティア団体・NPO等の社会福祉活動への支援、住民等による問題関心の共有化への動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進、地域福祉を推進する人材の養成が挙げられています。

（４）のキーワードを、住民の参加の促進、自主的な活動といたしました。

（５）地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項についてです。これは社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項に掲げる「重層的支援体制整備事業」のことで、令和 2 年の法改正により「市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が、当該事項を計画の中に盛り込むこと」とされています。

次に資料4-2をご覧ください。こちらは、資料4-1でご説明した「地域福祉計画に盛り込むべき5項目」と、あきる野市の保健福祉各分野別計画をクロスさせた表となっています。記載されている1から4までの項目については、各分野別計画において、すでに取り組みられている内容であることがわかります。「あきる野市健康増進計画」に含まれている内容もありますが、この表に落とし込むことが難しかったため、記載していないことをご了承ください。

ガイドラインには「市町村がすでに策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その規定の計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする」と記載されています。

以上のことから、あきる野市地域保健福祉計画は、資料4-1の(1)から(4)までの項目について各分野別計画の隙間を埋め、(5)を盛り込むことで、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が網羅されたと考えました。

次に資料4-3です。これは各分野別計画と第二次あきる野市総合計画の福祉分野第1節から第5節をクロスさせた表となっており、第1節から第4節までは各分野別計画に盛り込まれていることが、この表から読み取れると思います。このことから、あきる野市地域保健福祉計画では、「第二次あきる野市総合計画第4章第5節 地域福祉の推進」について取り組んでいくこととしました。計画の概要についての説明は以上となります。

- | | |
|-----|--|
| 委員長 | ご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。 |
| 委員 | 前回の委員会でも紛糾し、今回その修正をしてくださっているとは思いますが、資料4-2と4-3のクロス表の各計画の項目が、資料4-1の内容とどうリンクするのが非常にわかりにくいと思います。 |
| 事務局 | ご意見をありがとうございます。前回委員会でいただいたご意見を踏まえ、少しでもわかりやすくなるよう作成した資料でしたが、ご指摘は受け止めさせていただきたいと思います。今回のクロス表は「隙間を埋める」という観点から、各分野別計画にはすでに盛り込むべき事項がこれだけ記載されていますということをお示ししたかった、というのが事務局の意向でありました。 |
| 委員 | 例えば、資料4-1の4ページ「(1)から(4)までについて各分野別計画の隙間を埋め」という部分で、資料4-2のクロス表を見ると項目で埋まっていて、ある意味隙間が見えません。事務局側で「この部分に隙間がある」とお気づきの点があれば、教えていただきたいと思います。 |
| 事務局 | 「隙間」というところでは、この表の項目には当てはまらないが問題を抱えている方、いくつも重複して当てはまっている方、そういう狭間にいらっしゃる方々も救えるような計画にしたいという思いがあり、この計画を立てようと考えております。 |
| 事務局 | 少しだけ補足いたします。資料4-1(5)にあります通り、「重層的支援体制整備事業」は国からも促進されています。従来の各分野別計画は属性ごとに出来上がっており、それらの属性の隙間にある方や、例えば親の介護・障がいのある家族の介護のために働けず困窮している、あるいは家族の介護のために学校へ行けず学習できない状況にあるなどの複合的な課題を抱える世帯への支援につなげていけないのではないかと考えております。「属性を問わない支援」が、一番打ち出したい部分であると思います。 |
| 委員長 | ほかに、何かございますでしょうか。 |

委 員 子ども食堂・だれでも食堂に携わっていますが、これらは資料4-1（1）のイメージ図や資料4-2では、どこに当てはまるでしょうか。

事務局 資料4-2の「3 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項」に当てはまります。子ども・子育て支援総合計画では、「特に支援を必要とする子どもへの支援の充実」の取組のひとつとして、『子ども食堂推進事業』を位置づけております。

委 員 だれでも食堂については、特段ふれないということでしょうか。何かしらの記載があってもよいのかなと思います。

事務局 子ども・子育て支援総合計画で位置づけている『子ども食堂』の目的は、支援の必要な子どもや家庭を見つけて支援へつなげることです。しかし、その運営は、誰でも来ていただけるものがほとんどで、そこに子ども以外の属性の問題を抱える方がいらした場合にも、スタッフの方などから適切な支援へつなげていただけることがある、そういう場となっています。そのようにご理解いただければと考えます。

委 員 あきる野市地域保健福祉計画には、モデルとしている区市町村はありますか。

事務局 計画の策定に当たっては様々な区市町村の計画を拝見しておりますが、モデルや目標を立てるのではなく、あきる野市独自の考え方で検討しております。

委員長 ほかに、何かございますでしょうか。

 ご意見がなければ、次に移ります。

イ あきる野市地域保健福祉計画の体系（案）について

委員長 次に、イ あきる野市地域保健福祉計画の体系（案）について、事務局より説明願います。

事務局 先ほどご説明しました計画の概要（案）を踏まえて作成したものが、資料5-1となります。また、資料5-2は地域保健福祉計画の体系（案）のイメージ図となっており、説明と併せてご覧いただければと思います。

 基本理念は「みんなが支え合い、育ち合うまち」としました。第二次あきる野市総合計画の基本理念は“育て合うまちづくりを進めよう”とありますが、昨年度の委員会でのご意見から、「人まかせではなく、皆がそれぞれ自ら育ち合う」という意味を込め、地域保健福祉計画では“育ち合うまち”となりました。

 次に、施策の説明をさせていただきます。左上の囲み、1から7までの施策をご覧ください。第二次あきる野市総合計画 第4章 保健福祉分野 第5節の施策のうち「7 福祉サービスの質の確保」については、子ども・子育て支援総合計画には「幼児教育・保育の充実」として、障がい者福祉計画には「地域生活を支える支援とサービスの充実」として、高齢者福祉計画には「介護保険サービスの充実」として、それぞれすでに盛り込まれていることから、次期あきる野市地域保健福祉計画には入れず、1から6までの施策と再犯防止の推進について盛り込むこととしました。さらに6つの施策については、5つの施策に読み替えました。「地域のみんながつながる支援」「つながるしくみづくりの推進」「つながりやすい環境の整備」の3つの施策の基本目標を「こどもからお年寄りまでゆるやかにつながるまちをめざそう」と設定しました。以上、3つの施策は主に市民や民間事業者の取組となるかと考えております。さらに、「隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築」「多様な支援の推進」の2つの施策の基本目標を「誰ひとり取

り残さない支援ができるまちづくり」と設定しました。この2つの施策は主に行政側の取組となるかと思われます。

次に、施策の展開についてご説明いたします。「地域みんながつながる支援」の施策の展開は、地域で活躍する人や団体への支援、災害時に助け合える地域づくりを挙げました。「つながるしくみづくりの推進」の施策の展開は、地域住民間の交流促進、地域活動の中心となる担い手の確保・育成、課題を抱える方もそうでない方も気軽に集まり、安心して通えるような居場所づくりとしました。次に、隙間なく包括的に受け止める支援体制の構築の施策の展開は、対象者の属性を問わない相談支援の実施、社会的孤立、8050問題、ヤングケアラー、ひとり親、LGBTQ、DVなど地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備、複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握、アウトリーチ機能の構築、相談窓口の連携強化と支援の充実としました。これらの施策は、はじめに説明しました計画に盛り込むべき事項であり、本計画の期間中に実施していく必要がある『重層的支援体制整備事業』にもつながるものと考えております。「多様な支援の推進」の施策の展開は、生活困窮者に対する相談・支援等の充実、住宅確保要配慮者等への支援の充実、成年後見制度の利用促進、再犯防止の推進をあげました。今回の計画に包含する「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」については、それぞれ1章ずつ設けたいと考えております。なお、「成年後見制度利用促進計画」については、成年後見制度利用促進協議会という会議体において検討していきます。この体系を基に、今後は計画の骨子を作り上げていきたいと考えております。説明は、以上となります。

- | | |
|-----|---|
| 委員長 | ご質問、ご意見等がございましたらお受けいたします。 |
| 委員 | 資料5-1 施策の展開「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人の把握」「アウトリーチ機能の構築」は、具体的にどのように動くのでしょうか。我々のような団塊の世代が頑張ることで、その子ども世代の人たちに迷惑をかけないように、自分たちで発破をかけたいような気持ちです。 |
| 事務局 | 把握する方法については難しいところであり、アウトリーチ機能についてもこれから整えていくものですが、担当者が地域に出向いて情報を集め、対象となり得る家庭を訪問するなどして支援につなげていくようなイメージで考えております。 |
| 委員 | 資料4-3に記載されている総合計画 第4章 第5節だけを資料5-1で特に取り上げている理由は何ですか。 |
| 事務局 | 第4章 第1節から第4節までは各分野別計画ですすでに実施されており、先ほど申し上げた通り「市区町村が策定した他の計画において地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分については、その計画の全部、または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする」とされているため、あえて他の計画に記載があるものを地域保健福祉計画には載せず、重点的に実施していきたい「地域福祉の推進（第5節）」を大きく取り上げて計画に盛り込み、対策をしていきたいと考え、作成しました。 |
| 委員 | わかりました。これは市への意見ですが、例えば“地域みんながつながる支援”について、運動も歩くのもままならないような高齢者に、どう働きかけて健康寿命の長いあきる野市にしていこうかというときに、市は高齢者のリストも作らず、 |

地域に丸投げしている状態です。高齢者リストの作成・提供もなく、よく「地域で活動する人や団体への支援」などと打ち出せるなと思います。町内会を抜ける高齢者も多く、そういった地域の手も届きにくい方々は民生委員だけに任せるのでしょうか。きれいごとばかり並べずに、市が具体的に何をするのか示してほしいです。回答は要りません。議事録に残し、市長に伝えてください。

事務局

貴重なご意見をありがとうございます。先ほどまでのご質問や説明・回答にもありましたように、元気で様々な「場」に出てきてくださる方以外にも目を向けていかねばならない、その方々のためにも、これからはアウトリーチ機能がより重要となると考えております。自ら手を上げられない方々を発見するためには、この場においての方々の色々な取組の中で出てきた『課題を抱えているであろう方の情報』を適切につかんでいくのが市役所の務めと思っています。あきる野市社会福祉協議会の活動「ふれあい福祉委員」をはじめ、町内会・自治会や、健康づくり市民推進委員、民生委員・児童委員、高齢者クラブ、保護司会、障がい者、それぞれの方々が色々なことに気づいてくださったときに声をかけていただきやすい体制を、私たちは作らなくてはいけないと思っています。担当する職員はそれぞれ気持ちをもって対応させていただきたいと思っていますので、そこだけご理解いただけるとうれしいです。

委 員

資料1（5）で「重層的支援体制整備事業」という言葉が、あきる野市役所で初めて出てきたと思うのですが、いつから取組が始まるのでしょうか。近隣では、青梅市、福生市などでは準備期間中、立川市、八王子市などでは取り組みが始まっていると聞いています。この体制が整えば、かなりの課題が解決に向かうのではと期待しています。よろしくお願いいたします。

事務局

ご意見をありがとうございます。「重層的支援体制整備事業」については、取り組んでいかなければいけない事項とされていますので、ここに記載させていただいています。「いつから」と明言できないのは大変心苦しいことですが、取り組まなければ課題の解決につながらないことは重々承知しております。こども家庭部と健康福祉部両方で、どんなかたちで実施するのがよいかを検討しているところであり、それが見えてきましたらご報告もできるのではと考えております。ご協力もどうぞよろしくお願いいたします。

委員長

ほかに、何かございますでしょうか。

委 員

資料5-1「地域みんながつながる支援」の施策の展開「災害時に助け合える地域づくり」について、災害時には、基本的には町内会・自治会で把握すると思います。本当に大変な中、把握に努めていますが、そこからもれてしまう方については行政のバックアップはあるのでしょうか。

もう1点、一部区間で「デマンド型交通（チョイソコ）」が運行されています。エリア拡大すれば地域活動の足としても支援につながるとはと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

ご意見をありがとうございます。町内会・自治会の加入率が下がっていることや災害時はどのようにしていけばよいかなど、課題は多く、これまでも考えてきましたがなかなか難しい問題です。皆さまのご意見を伺いながら、これからも考え、進めていきたいと思っています。

委 員

基本目標を2つ挙げていただきました。悪くはないと思いますが、私としては腑に落ちない点があります。「こどもからお年寄りまで」と言ってしまうと、外国籍の方やLGBTQの方が枠組みから外れてしまうのではないかと懸念しております。また、基本理念で「育ち合う」の文言にさせていただいたのはありがたいで

ですが、基本目標の「取り残さない支援ができる」の文言とのニュアンスにズレを感じます。「支援ができる」というと、支援する側・される側の役割が固定化されてしまうのではと考えます。

事務局 ご意見をありがとうございます。先ほど「属性を問わない」とお話したのに、“こどもからお年寄りまで”と書いてしまっていることについては、今、改めて気づいたところです。隙間をどう表現したらよいのか、この場でまた皆さまからのご意見をいただけたらと思います。「取り残さない支援」については、行政側がすべきこととしての視点で考えたものでありました。2つの基本目標の「まちをめぐそう」と「まちづくり」の言葉じりも含め、これらの表現についてご意見をいただければ、大変ありがたいと思います。

委員長 事務局から「ご意見を」ということですが、皆さまいかがでしょうか。

委 員 市民全体のことを考えて計画を作ってくださいろうとしていることが伝わり、うれしく思っています。私は町内会に未加入ですが、メールや子育てアプリ等で情報を得られていると感じています。使うのが難しい方には不便かもしれませんが、このような仕組みも利用して進めてくださることを心強く思っています。

委員長 ほかにも、いかがでしょうか。基本目標についてのご意見はございますか。

事務局 「取り残さない」に代わる言葉は、何かございますでしょうか。

委 員 「取り残さない」というのは、SDG sの「誰ひとり取り残さない」と関連しているのでしょうか。

事務局 そこも含めています。

委 員 あと6年で達成できるでしょうか。

事務局 引き続き目指し続けることになると思います。

委 員 「みんなしあわせになれる まちづくり」はどうでしょう。福祉の「福」も「祉」も、漢字の意味はともに『しあわせ』です。

事務局 それでは、上の基本目標と言葉じりを揃えて「みんながしあわせになれるまちをめぐそう」ではいかがでしょうか。上の「こどもからお年寄りまで」を外すパターンもひとつと思いますが、皆さま、いかがでしょうか。

委 員 「誰ひとり取り残さない」という言い回しは、私は趣旨としては悪くないと思っています。

事務局 本日皆さまからいただいたご意見を持ち帰り、事務局でも練り直し、次回の策定委員会でお出しできるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ウ 計画策定のスケジュールについて

委員長 次に移ります。

ウ 計画策定のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。資料6「あきる野市地域保健福祉計画策定 作業スケジュール」をご覧ください。今年度は策定年度のため、ご多用中のところたいへん恐縮ですが、策定・推進委員会は年5回、必要に応じて年6回開催させていただきたいと考えています。

次回の策定・推進委員会については、7月16日（火）に開催いたします。本日の話し合いを基に計画の骨子を提示させていただく予定であり、アンケート調査結果についてもご報告させていただきたいと思います。

第3回の策定・推進委員会では、次期計画の策定と同時に、現行のあきる野市地域保健福祉計画の令和5年度の評価も行いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。第4回の策定・推進委員会では、ほぼ完成した状態の計画書をご提示できればと考えています。来年1月にはパブリックコメントを実施したのち、2月に開催予定の第5回策定・推進委員会にてパブリックコメントの報告とともに修正事項を提示させていただき、3月中に計画を完成させたいと考えております。説明は以上となります。

委員長 ご質問、ご意見等がございましたらお受けいたします。

委 員 資料6「福祉サービス連携推進会議」というのは、策定・推進委員会とは別の会議体ということですが、そこに出てくる「素案①」や「素案②」とはどういう意味ですか。

事務局 説明が足りず申し訳ありません。「福祉サービス連携推進会議」は、市役所の健康福祉部とこども家庭部の部課長全員で構成される会議体です。この会議体で、策定・推進委員会へ出す前の案を練っています。福祉サービス連携推進会議で練った「素案①」を今日ここにお出ししています。ここでいただいたご意見を、また福祉サービス連携推進会議に戻し、事務局案も提示の上、練り直したものを第2回策定・推進委員会にお出しする、といった繰り返しをさせていただく仕組みとなっています。

委 員 市役所内の部門の方の会議、ということですね。もう、現行計画の期間は今年度までですが、令和7年度以降の計画内容はどこに記載されるのでしょうか。

事務局 この策定・推進委員会でいただいたご意見を基に作成します。

委 員 現行計画をベースにして、上位概念・下位概念に混乱が起ころぬよう、この会議できちんと整理し、作っていかねばならないということですね。

事務局 先ほどからご説明しているところは、「現行計画まではそういった位置づけで策定されてきましたが、令和7年度からの計画については『隙間を埋める』かたちに変えていきますよ」ということです。

委 員 今日のこの場も含めて、我々がきちんと議論・検討をしなければ、新しい計画のベースをしっかりと作れないということですね。

事務局 本日もそのために皆さまからご意見をいただいております。いただいたご意見を基に練り直し、肉付けしたものを、次回ご提示したいと考えています。

委 員 資料4-3のクロス表や資料5-1の体系図について、私の方で考えて、事務局に提案することはできますか。

委員長 この委員会には、ある程度できあがったものが出てきてしまうため、その前にご提案いただくかたちにしないと厳しいと思うのですが、ご提案を受けるのであれば、遅くとも6月上旬にはご提案内容をいただかなくてはなりません。

委 員 この件については、後ほど担当の方と相談します。

委 員 1点だけすみません。資料6の8月上旬「委員評価（個人）作成」について説明をいただけますか。

事務局 ご質問ありがとうございます。昨年度までと同様、現行計画の令和5年度の実績についての評価を、経年比較のためにも実施します。令和5年度地域保健福祉計画の推進状況についての、委員さんの個人評価をつけていただく用紙を、8月初旬に事務局よりお配りする予定です。細かな表になりますが、各取組についての評価をつけていただき、それを集計したものをもって「委員会全体の評

価」を作成する作業があります。8月初旬には書類を送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかに何かございますでしょうか。なければ、協議事項②その他 に移りますが、何かございますでしょうか。ないようですので、次の（８）その他 に移ります。事務局より説明をお願いします。

（８）その他

①第２回あきる野市地域保健福祉計画策定・推進委員会の開催について

― 事務連絡（次回の開催予定、等）

委員長 ほかに何かございますか。特に何もなければ、以上を持ちまして議事を終了いたします。司会へお返しいたします。

（９）閉会

福祉総務課長 皆さま、長時間にわたりお疲れさまでした。また貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。松村委員長におかれましては、スムーズな議事進行を本当にありがとうございました。説明にもありました通り、次回の本会議の開催は7月16日（火）になります。それまでの間、何かございましたら福祉総務課までご連絡ください。

それでは最後に、倉田副委員長から閉会のご挨拶をお願いいたします。

副委員長 皆さま、長時間にわたってありがとうございました。それではこれをもちまして、策定・推進委員会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。